

日本における健康食品の制度を知っていますか?

健康食品とは?

健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、広く健康の保持増進に役立つ食品として販売・利用されるもの全般を指しています。

そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。



特定保健用食品

からだの生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、「コレステロールの吸収を抑える」「おなかの調子を整える」などの特定の保健の用途に役立つことを表示している食品です。

表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁が許可しています。許可を受けた食品には、許可マークが表示されています。

通常の特定保健用食品のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認される食品については、「条件付き特定保健用食品」として許可を受け、条件付きの許可マークが表示されています。



特定保健用食品 条件付き特定保健用食品

特定の保健の効果が期待できる特定保健用食品は、あくまで「食品」です。摂取の方法や摂取する上での注意事項に留意して、食生活の中に上手に取り入れ、健康の維持増進に役立ててください。

栄養機能食品

ライフスタイルの変化や高齢化により、通常の食生活では十分な栄養成分(ビタミン・ミネラル)がとれない場合の栄養補給のために利用される食品です。1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量が、国が定めた上・下限値の規格基準に適合している場合、栄養機能食品として、その栄養成分の機能を表示することができます。特定保健用食品とは異なり、国への許可申請や届出は必要無く、マークもありません。

「栄養機能食品○○」とある食品は、栄養成分の機能や含有量が表示されているので、どんな栄養成分をどれだけ補給できるのか確認することができます。過剰摂取など、不適切な摂取を行った場合、健康を損なうおそれもありますので、1日当たりの摂取目安量や注意事項をよく読み、適切な摂取を心がけましょう。

基本は食事で。栄養機能食品はあくまで補助的に摂取しましょう。食生活とうまく組み合わせて、栄養成分の適切な摂取に役立ててください。

4

編集発行：山梨県企画県民部消費生活安全課 甲府市丸の内1-6-1 055(223)1352,1588

県民会館7階

甲府市飯田1-1-20 055(223)1571

JJA会館5階



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C108634

回覧

平成26年 秋号

No.118

消費生活情報誌

かいじ号



平成26年度

「やまなし食の安全・食育推進大会」を開催しました

9月は「山梨県食の安全・安心推進条例」第23条により「食の安全・安心推進月間」と定められています。この月間にあわせて9月10日(水)に「やまなし食の安全・食育推進大会」を開催し、食の安全・安心の確保や食育の推進に関して、広く他の模範となる活動を実践されている団体を表彰するとともに、森田満樹氏の講演や優良活動事例発表を行いました。

「やまなし食の安全・安心優良活動表彰」被表彰団体の紹介

山梨県観光果実園振興協議会

消費者や観光客から信頼される観光果実園づくりを推進するため、県などの指導機関と合同で、適正な食品表示等のための巡回指導を長年にわたり行うとともに、食品衛生管理等に関する研修会を開催し、会員の知識向上や意識啓発を図っています。

また、消費者や観光客に対し、安心して果実園を利用できることをアピールするため、ホームページやパンフレットによる情報提供にも積極的に取り組んでいます。



山梨県養蜂協会

ポジティブリスト制度(残留農薬基準)を厳密に実行するため、協会独自の生産管理履歴表を作成し、全会員にトレーサビリティ(生産管理履歴記帳)の遵守を徹底するなど、消費者への安心・安全なハチミツの提供に、長年にわたり取り組んでいます。

また、民間企業と連携し、ハチミツ絞りや巣箱の作成などの体験活動を通じて、消費者と生産者の相互理解の促進に努めています。



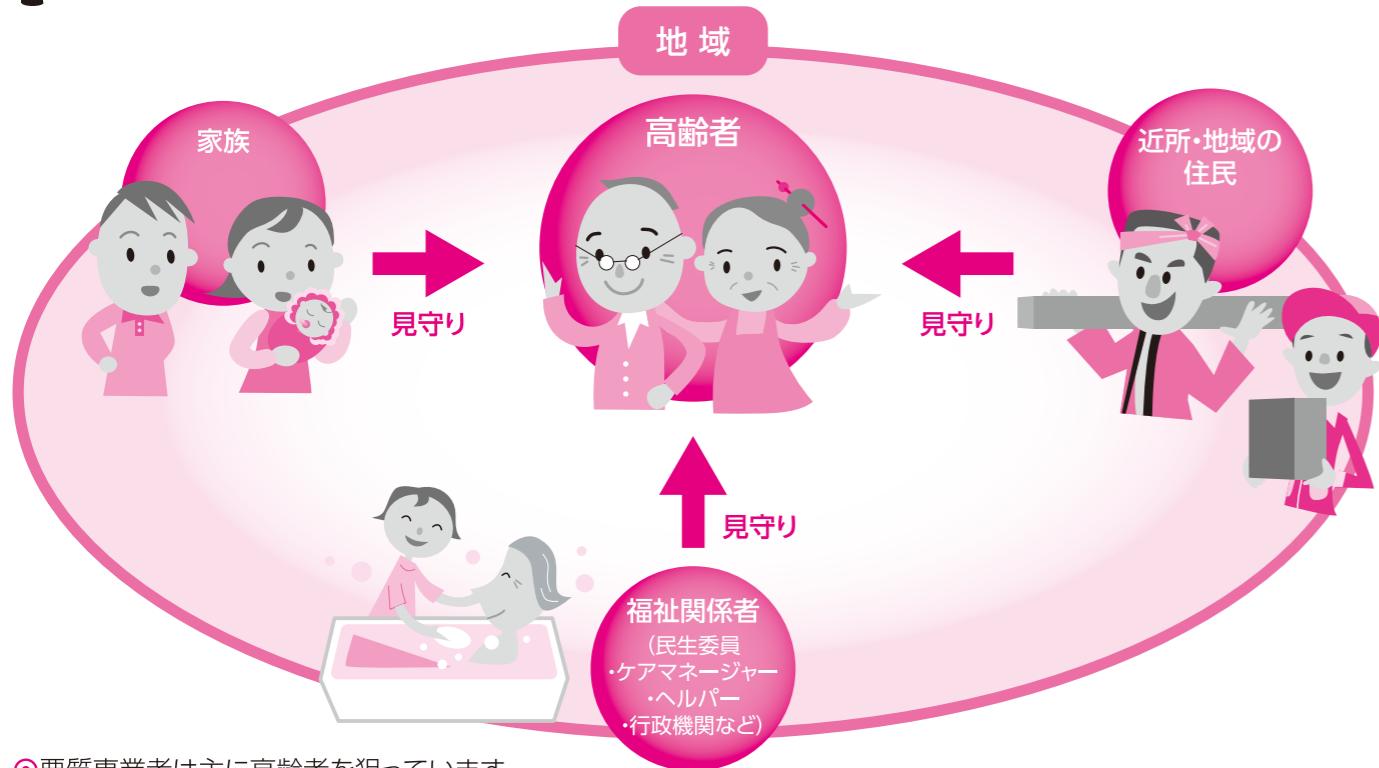
森田満樹氏による講演「食品の表示と食の安全について」



消費生活コンサルタントであり、東京海洋大学非常勤講師を務められている、一般社団法人FOOD COMMUNICATION COMPASS事務局長の森田満樹氏をお招きし、食品表示に係る新しい法律である「食品表示法」の動向や、最近の食品安全問題など、「食の安全・安心」に関わる内容についてご講演いただきました。

私達の身の回りにある食品表示について具体的な表示例の解説や、「食品表示法」の特徴や変更点の説明などを分かりやすくお話ししていただきました。日々の生活中にある食品表示や食品安全問題について理解を深めていただく良い機会となりました。

地域全体で高齢者を見守りましょう

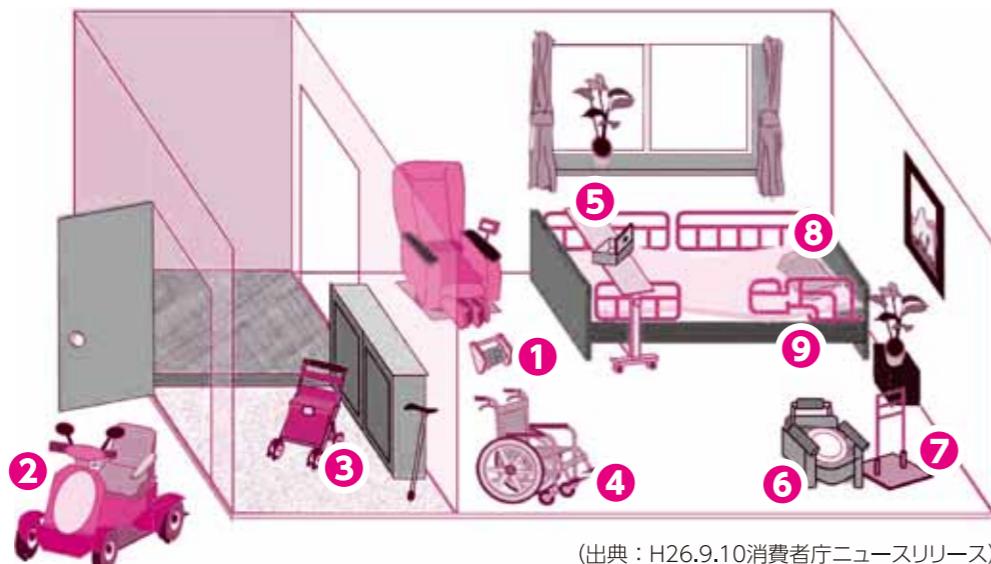


- ◎悪質事業者は主に高齢者を狙っています。
- ◎高齢者のみの世帯だけでなく、子どもと同居していても、昼間は一人だけになってしまう高齢者も注意が必要です。
- ◎高齢者被害は「だまされたことに気付きにくい」、「被害にあっても誰にも相談しない」などの特徴があります。
- ◎消費者から高齢者を守るため、ご家族、ご近所、地域の福祉関係者などが、積極的に声かけや生活状況に気を配ることが大切です。

高齢者・介護用品で重大事故発生の恐れ!

身の回りに、回収・修理や注意を呼び掛けている製品はありませんか？

- ①マッサージ器
- ②電動車いす
- ③歩行補助車
- ④車いす
- ⑤手指保護具
- ⑥ポータブルトイレ
- ⑦手すり
- ⑧介護用ベッド
- ⑨ベッド用サイドレール
グリップ



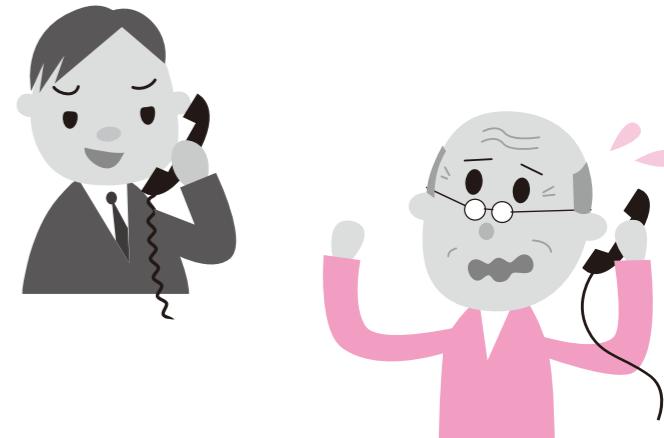
(出典：H26.9.10消費者庁ニュースリリース)

詳しくは「消費者庁リコールサイト」をご覧下さい。 <http://www.caa.go.jp/>

「個人情報を削除してあげる」公的機関をかたる詐欺に注意!!

事例

▼県庁職員を名乗る人から「あなたの個人情報が3ヶ所に漏れている。2ヶ所は取り消せたが、1ヶ所だけは取り消せない。代理人を立てる必要があるが、ボランティア団体の人が代理人になってくれることになった。あなたの名義で借金がつくられることがある。今から調べて、また連絡する。」と電話があった。



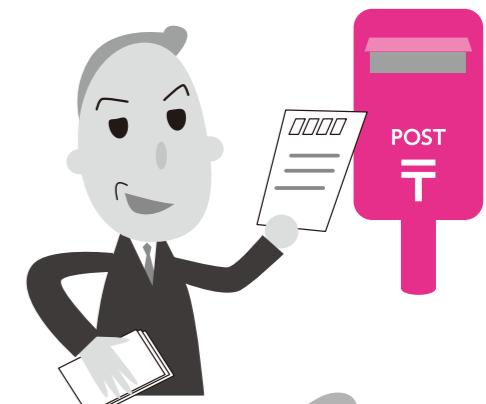
アドバイス

- ◎公的機関等をかたり「個人情報が漏れているので削除してあげる」と持ちかけ、最終的にはお金をだまし取る手口が全国的に急増しています。
- ◎個人情報の削除を持ちかける電話は詐欺です。**相手にせず、すぐに電話を切ってください。**
- ◎一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。**絶対に支払ってはいけません。**

「料金未払いあり!放つておくと裁判を起こす」というハガキに注意!

事例

- ▼「日本紛争処理支援センター」から見覚えのない料金請求のハガキが届いた。連絡しないと裁判所から呼び出し状が発行されるとしてある。どうしたらよいか。
- ▼今年度に入り、他にも、「国民総合生活センター」、「全国消費者支援センター」、「全国司法支援センター」、「国民消費相談センター」、「法務省管理局民事訴訟総合報告センター」などに関する相談が寄せられています。



アドバイス

- ◎相手方には**絶対に連絡しないでください。**
- ◎利用していないければ、支払い義務はありません。
- ◎一度支払ってしまうと、その後も請求され続けるケースが多いです。
- ◎不安な場合には、**県民生活センター**にご相談ください。
- ◎脅迫的な取立て等があった場合には、管轄の警察に届けてください。

